

はあとふる



Info. 2

コーディネートハンドブックや、『障害のある子供の教育支援の手引』から、特別支援教育の用語についてまとめました。合理的配慮、個別の教育支援計画、自立活動については、今後のはあとふる info. で、詳しく取り上げていきます。

<合理的配慮> ※第3回参照

障がいがある子ども、他の子供と同じように「教育を受ける権利」を行使できるように、学校側は環境を整えていきます。学校等の公共機関は、「合理的配慮の提供」が義務になっています。十分な検討をせずに「この子だけ特別な配慮はできません」と合理的配慮の提供を否定する対応は、差別に当たります。配慮内容は本人や保護者と十分な対話をもって、合意形成を図りましょう。

合理的配慮、基礎的環境って何？

<基礎的環境整備>

合理的配慮の基礎となるもので、国・都道府県・市町村ごとに行われる教育環境の整備のことです。示されている項目は、8項目あります。提供を求められたときに、できるだけ相手の望んでいるものを提供できるように、普段から少しずつ環境を整えていきましょう。

スロープや手すり
はあるかな。

I C T機器は使
える環境かな。

<個別の教育支援計画>

※第4回参照

関係機関との連携・協力を図るために、長期的な視点でみる計画のことです。子供の教育時期（高校卒業まで）に、学校が中心となって作成します。作成に当たっては、本人・保護者の参画や意見等を聞き、子供の教育のためにできることを一緒に考えて作成していきます。

個別の教育支援
計画って？



自立活動って何？



<自立活動> ※第6回参照

「自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服」（※特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編）しようとする取組を促す教育活動です。個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて、6区分27項目の中から必要なものを選んで指導します。

<教育的ニーズ>

「教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの（※）」です。障がいの状態や特性、心身の発達の段階等から指導内容を整理します。

「対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供する（※）」ことです。教育的ニーズは変化していきます。（※障害のある子供の教育支援の手引）

教育的ニーズって？

